

○社会保障審議会運営規則

○社会保障審議会運営規則 (平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

一
社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）第十
条の規定に基づき、この規則を制定する。

第一條 第四百二十二条の会議は、社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。
会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。
会長は、議長として審議会の議事を整理する。
(審議会の部会の設置)
第二条 部会は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会（分科会）を置かれる部会を除く。以下本条から第四百二十二条の会議は、社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。
会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。
会長は、議長として審議会の議事を整理する。

第二条 会長は、必要があると認めるとときは、審議会に諮つて同一の部会を除く。以下本条から第四条までに規定する部会を設置することはできる。
第三条 会長は、必要があると認めるとときは、二以上の部会を合併して審議会を設置することができる。

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けるときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決と同一とすることができる。

第五条 審議会の會議は公開とする。ただし、會長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすことがあると認めるときその他正当な理由があると認めす

2 るときは、会議を非公開とすることができる。
会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場
を命ずるなど必要な措置をとることができる。
(議事録)

第六条 記載するものとする。

一 会議の日時及び場所